

労務 ROAD

■新年度チェックリスト

新年度がスタートし、早いもので1週間経ちました。今回は、新年度に行う業務のチェックポイントをご紹介します。この機会にチェックをされてみてはいかがでしょうか？

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢※	・40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始 ・65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認
従業員の家族	・従業員の扶養親族の状況確認（就学・就職）、家族手当の見直し ・従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 （学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。）
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し（特に単身者の方） ・中退共の掛け金の見直し ・外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認

※誕生日の前日に属する月より徴収開始、徴収の終了となる為、1日生まれの方が対象の場合にはご注意ください。

例) 5月1日で満40歳となる従業員の方⇒誕生日の前日は4月30日となるため、4月分より健康保険料・介護保険料が徴収される。

5月1日で満65歳となる従業員の方⇒誕生日の前日は4月30日となるため、4月分より介護保険料が徴収されない。

■雇用調整助成金の特例措置等について（令和4年6月まで）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置について、令和4年4月～6月の具体的な助成内容が発表されましたので、ご案内します。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和4年1月・2月	令和4年3月～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限度。括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う全ての事業主は、申請の都度、業況の確認を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります。**

その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります。**(原則として生産指標を変更することはできません)**

【厚生労働省】より

VOL.795
(2204-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

今年10月から定員11人以上の車1台以上または車両5台以上を保持する企業に「運転前後の酒気検知器でのチェック及び酒気帯びの目視確認した結果を記録し、1年間保存」が義務化されます。昨今、酒気検知器が品薄になっていると聞きますので、対象企業様はお早めにご準備ください。
ね。(小池)

4月労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど